

25福保医安第487号

平成25年8月15日

各病院管理者 殿

東京都福祉保健局医療政策部長

(公 印 省 略)

医師等の資格確認の徹底について（通知）

平素より東京都の保健医療施策に対し、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、別添のとおり、都内病院において診療放射線技師等が国家試験合格後の籍登録前に資格による業務を行っていたことが、当該病院により発表されたところです。

医療関係各法令により資格が必要な業務を行う場合は、当該法令に基づく籍（名簿）への登録が必要であり、これを怠ったままでの当該業務への従事は法令に抵触することとなります。

については、このような不適切な行為を防止する観点から、貴院においても、下記事項に留意し、従事職員の資格について速やかに再点検を行うなど、資格確認の徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 免許証を取得していない採用者等については、免許証の交付後、原本（国家試験合格等による免許申請後、まだ免許証が交付されていない者については、登録済証明書の原本）が確認できるまでの間は、資格が必要な業務に従事させないこと。
- 2 医師等を採用する際には、事前に免許証の原本の提出を必ず求め、資格を有していることを確認すること。

(問合せ先)

東京都福祉保健局医療政策部

医療安全課指導係

ダイヤル (03) 5320-4432

ますが、具体的には次の3点が挙げられます。

- (1) 管理責任者や指導者の法令に対する認識がうすいとともに、免許の登録状況を把握していなかったこと。また、新卒者（免許取得見込み者）が、法令に対する認識や免許登録・免許提出の重要性・必要性についての認識が不十分であったこと。
- (2) 管理責任者及び人事課の連携及び免許登録確認の体制に問題があり、責任の所在が曖昧であったこと。また、労働条件通知書に免許取得前は研修業務であることについて記載があるものの本人が記載されていることに気が付かなかったこと。
- (3) 医療情報システムに、新卒者（免許取得見込み者）にも入力権限を与えていたこと。

5. 本学における再発防止のための対策について

(1) 本人及び管理者への教育の徹底

- ① 免許登録前の業務独占である業務と研修を区別するために医療技術職員毎にガイドラインを作成し、新卒者（免許取得見込み者）を採用した場合は、常に配置部署の管理責任者が、免許登録前の研修と免許登録後の業務の違いについて、認識を徹底します。
- ② 新規採用の医療技術職員に対するオリエンテーション、管理者に対する研修、病院運営会議及び教授会などで、新卒者（免許取得見込み者）が免許登録前に国家資格として業務独占である業務を行えないことを周知・徹底します。

(2) 免許登録確認の改善

- ① 人事課は、新卒者（免許取得見込み者）を採用した部と先ず採用時に免許登録申請を行ったかどうか各人に確認を行い、その上で医療情報システムを管理する医療情報部との連携体制を構築します。具体的には、人事課において新卒者のリストを部ごとに作成し、各部および医療情報部に周知します。
このリストを用いて、免許申請日、免許登録日、免許提出日、医療情シス

テム利用開始日の確認を行い、各部門で情報共有を行います。

②就業規則の改正及び労働条件通知書の記載内容の改善により、①業務独占の職種については、免許登録前は業務独占である業務を行えないこと、②速やかに免許登録がなされない場合には、解雇要件となることを明文化するとともに、労働条件通知書の記載内容については採用時に手交し、説明します。

(3) 電子カルテ入力システムの改善

医療情報システムに入力できる権限を免許登録者に制限する。入力制限の解除については、医療情報部において人事課及び新卒者を採用した部の管理責任者から入力制限の解除要請を受けてから解除します。

(4) その他

医療技術職員についても、本学の連携病院等との人事交流を積極的に行い、視野を広げ常に外部を意識した業務を行える環境を整えます。

6. 関係者の処分について

今後、本学において懲戒委員会を設け、関係者につきましては、厳正に処分を行います。